

# 第10回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

## 委員出欠表

第10回定例会

令和3年1月28日

開会 13時30分

閉会 14時30分

出席委員  
(21名)

会長 依田繁二

会長代理 若林泰平

1 荻原勝夫

14 齊藤敏彦

2 深井佳人

15 関敏夫

3 武井誠

16 小宮山信幸

5 関一夫

17 小野澤文利

6 小林澄男

18 笹平民男

7 小山孝幸

推進 射手誠

10 成山喜枝

推進 佐藤邦利

11 柳澤峰晴

推進 関泰秀

12 宮下通

推進 荻原清一

13 大塚賢

欠席委員

8 青木茂良

推進 杉田修司

議事録署名委員

3 武井誠委員

5 関一夫委員

出席職員  
(5名)

農業委員会事務局

事務局長 関 博一

事務局次長 小宮山 真二

事務局 河口 晋也

事務局 土屋 綾

事務局 伊藤 世志子

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による適格者証明について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画について

第9回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館 2階講堂

会長代理

ご苦勞様です。第10回定例総会を開催します。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは、年が明けて初めての定例総会になります。本年もよろしく申し上げます。去年は記録的な暖冬に始まり4月の低温、7月の豪雨や長雨と不安定な気象でしたが、秋には無事に収穫を迎えることができました。新型コロナウイルス発生で、消費が大きく影響した1年でした。本年は、身近な家畜である丑年であり、耐える年とも言われております。徹底した感染防止に努め、各委員の皆様においては環境重視による農地保全と担い手に応えられる行動をし、無事に過ごしていただきたいと思っております。第7期の最重点施策であります農地利用最適化推進の「人・農地プランの実質化」を、今月末より2回目の5地区推進会議を書面対応で進めていきます。各地区の委員と一丸となり、前向きな取り組みをお願いします。それでは、議事に入ります。本日の議事録署名委員は、3番武井誠委員と5番関一夫委員をお願いします。

第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

番号1、〇〇、図面は1ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では水稻を栽培する予定です。譲受人の自宅から車で5分ということで近いため、問題ないと判断しました。

番号2、〇〇、図面は2ページをご覧ください。〇〇から東に250メートルほど進んだ先にある農地です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では野菜を栽培する予定です。譲受人の自宅の隣地で近いため、問題ないと判断しました。

番号3、〇〇、図面は2ページをご覧ください。〇〇から東に250メートルほど進んだ先にある農地です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では野菜を栽培する予定です。譲受人の自宅の隣地で近いため、問題ないと判断しました。

番号4、〇〇、図面は3ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方と〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地ではクルミを栽培する予定です。譲受人の自宅から車で10分ということで近いため、問題ないと判断

しました。

議長                    ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員               説明します。場所は〇〇にあります。譲渡人の〇〇さんは相続で取得した農地です。〇〇に住んでいて耕作はしていません。譲受人の〇〇さんは〇〇に住んでいます。農業を勉強しながら耕作していくそうです。問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手)             全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号2の案件につきまして、荻原委員より説明をお願いします。

荻原委員               説明します。場所は〇〇にある農地です。譲渡人の〇〇さんは、一人暮らしで農業はやっていませんでした。農地は何年も前から草が生えないようにブルーシートを張って管理しています。譲受人の〇〇さんは野菜を栽培するそうです。よろしくをお願いします。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手)             全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号3の案件につきまして、荻原委員より説明をお願いします。

荻原委員               説明します。譲渡人は〇〇さんで番号2の案件と内容は同じです。申請地は、譲受人の〇〇さんの家の前です。野菜を栽培するそうです。よろしくをお願いします。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方

は挙手をお願いします

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号4の案件につきまして、射手委員より説明をお願いします。

射手委員 説明します。〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇さんと〇〇さん、譲受人は〇〇さんでクルミ栽培をしています。譲渡人2名は高齢で、県外在住のため営農する意思はありません。国道に面した場所に売り土地の看板がありますが、長年の耕作放棄のため、草が生い茂り看板が見えない状況になっています。申請地では、クルミ栽培をするそうです。農作業歴は40年になります。申請地周辺の耕作放棄地の解消に努力していくそうです。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして第2号議案農地法第3条の規定による適格者証明について事務局より説明をお願いします。

事務局 第2号議案、農地法第3条の規定による適格者証明について説明します。内容に入る前に、適格者証明について説明します。農地法第3条の規定による適格者証明ですが、競売農地の入札参加にあたり、参加者が農地を所有する適格者かを証明するものとなります。そのため、申請者は適格者の証明を受けた後に競売の入札に参加し、落札できた際には改めて農地法第3条の規定による許可申請を経て所有権移転をするものです。今月は2件の適格者証明の申請です。

番号1、〇〇外1筆、図面は4ページをご覧ください。〇〇にある農地です。競売の案件です。譲受人は〇〇の方で農業規模を拡大したいとのことです。申請地では水稻を栽培する予定です。譲受人の自宅から車で30分ということで近いため、問題ないと判断しました。この案件について、入札は3月にあります。

番号2、〇〇外1筆、図面は4ページをご覧ください。〇〇にある農地です。競売の案件です。譲受人は〇〇の方で農業規模を拡大したいとのことです。申請地では水稻を栽培する予定です。譲受人の自宅から車で10分ということで近いため、問題ないと判断しました。この案件について、入札は3月にあります。

なお、冒頭申し上げましたとおり、本案件の申請者が落札者となり、所有権移転に伴う農地法第3条申請が提出された際に、本申請と同一内容の場合は、専決処理できることについても合わせてご審議をお願いします。

議長                    ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして小野澤委員より説明をお願いします。

小野澤委員            場所は〇〇にある農地です。田園補正事業を行なったところです。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんで農業規模を拡大したいそうです。競売案件です。適格者の審議をよろしくをお願いします。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号2の案件につきまして、小野澤委員より説明をお願いします。

小野澤委員            番号1の案件と内容は同じです。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんで、農業規模を拡大したいそうです。競売案件です。適格者の審議をよろしくをお願いします。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして、先ほど事務局から説明のありましたとおり本適格者証明申請2件のうち申請者が落札者となり、所有権移転に伴う農地法3条申請が提出された際に、本申請と同一内容の場合、専決処理できることについて裁決に入ります。専決処理について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして、第3号議案農地法第4条の規定による許可申請について事

務局より説明をお願いします。

事務局                    それでは第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請について説明  
します。

番号1、〇〇、図面は5ページをご覧ください。〇〇にある農地です。  
駐車場敷地の申請です。申請者は〇〇の方です。申請地の隣接地に住宅を  
建築中ですが、駐車場が手狭なため、申請地に駐車場を計画するものです。  
第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断  
しました。

議長                      ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1  
の案件につきまして杉田委員が欠席のため深井委員より説明をお願いします。

深井委員                説明します。11月の総会で〇〇が住宅敷地として承認いただきました  
が、その後駐車場が不足しているということで、今回の申請となりました。  
よろしくお願いします。

議長                      ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件に  
つきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

笹平委員                駐車場の要件として面積に決まりはありますか、個人の駐車場としては  
面積が広いのでお聞きしたいと思います。

事務局                    駐車場の要件で、何平方メートルまでという決まりはありませんが、何  
台必要なかは確認します。今回の申請は、設備会社をやっていますので、  
自家用車、社用車を含めて4台駐める予定です。特に問題はないと思いま  
す。

議長                      ありがとうございます。他にございますか、ないようですので裁決に  
入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)              全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして第4号議案農地法第  
5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局                    それでは第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について説明  
します。

番号1、〇〇外1筆、所有権移転、図面は7ページをご覧ください。○



まして、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員 申請地は〇〇で周辺は住宅地となっております。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。敷地面積が大きいので家庭菜園として56平方メートル使用するそうです。問題はないと思いますが、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号3の案件につきまして、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員 場所は、〇〇にある農地です。譲受人は〇〇さん、譲渡人は、〇〇さんです。〇〇さんは現在〇〇の借家に住んでいますが、今後祖母の住んでいる住宅に移住するというので、駐車場がないため申請地を取得したいそうです。自宅の南側に2台駐める予定です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号4の案件につきまして、射手委員より説明をお願いします。

射手委員 よろしくお願いします。場所は〇〇にある農地です。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。譲渡人の〇〇さんは耕作はしていませんでした。年1回の除草管理をしていました。譲受人の〇〇さんは、借家に住んでいて、申請地を取得して住宅を建築したいそうです。周辺の影響も少ないため問題はないと思います。ご審議よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして、第5号議案農地利用集積計画1月分について事務局より説明をお願いします。荻原勝夫委員と小林澄男委員が対象となりますので退席をお願いします。

(荻原委員、小林委員退席)

事務局 第5号議案、農地利用集積計画1月分について説明します。資料5ページ、6ページが通常の利用権設定です。19件、35筆、合計41,092平方メートルです。資料7ページが中間管理事業を使った利用権設定です。8件、18筆、合計28,523平方メートルです。今月は所有権移転はありません。全体の合計は27件、53筆、69,615平方メートルです。以上です。

議長 ありがとうございます。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。

(齊藤委員) ○○の農地ですが、野菜と果樹が混在した場所です。農薬等の対策はどうなっているのか、気になります。このような場所はしっかり把握していただき、管理指導をして欲しいと思いました。

議長 貴重なご意見いただきました。ありがとうございます。他にございますか、ないようですので裁決に入ります。ただ今の説明について賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。  
荻原委員お入りください。

(荻原委員入室)

続きまして、第9回農業経営改善計画認定意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第9回農業経営改善計画認定意見聴取について説明します。今月は1件の申請です。

○○さん、○○さんで3回目の更新です。農業経営体の営農活動の現状及び目標の営農類型は現状、目標ともに有機野菜、施設野菜となっております。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標ですが、野菜の反収を上げ所得を減らしたいそうです。農用地及び農業生産施設ですが、ビニールハウスを○棟増やすそうです。生産方式の合理化に関する現状と目標、措

置ですが、連作をさげ地力のアップのため緑肥導入をしていくそうです。農業経営の改善に関する現状と目標・措置として、新たに施設を作りアスパラガスを生産するそうです。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画ですが、トラクター〇台、作業機〇台、野菜用の定植機〇台、パイプハウス〇棟、灌水用資材を購入したいそうです。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。小野澤委員より説明をお願いします。

小野澤委員 3回目の更新ということで、経営方針もしっかりしていて、家族で頑張っていると思います。内容に関しては事務局の説明とおりで、問題はないと思います。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。後継者がいるという事はとても羨ましいです。ただ今の説明について、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。ただ今の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。  
小林委員お入りください。

(小林委員入室)

以上をもちまして議事を終了します。慎重審議のご協力ありがとうございました

議事録署名人\_\_\_\_\_

(※直筆でお願いします)